

令和4年になって、(1)のホビー用のラジコンヘリを取り巻く法規制が大きく変わりました。

- ① 100g以上の無人航空機の登録義務
- ② 100g以上の無人航空機にリモートIDの装着義務

(1) ラジコンヘリ機体の登録とリモートIDの搭載 (令和4年6月20日スタート)

☆100g以上のラジコンヘリを飛行させるには①の機体登録が必須となりました。

・若干の手数料がかかりますが、登録はさほど難しくありません。

☆一方の②リモートIDの機体搭載については、

・「リモートID特定区域」の届出をすれば、リモートID搭載は必要ありません。

<リモートID特定区域の届け出をしないで飛行する場合>

リモートIDの装着は必要となりますが、**小型・安価で簡単に機体に取り付けられるリモートIDが登場しており**、装着の負担は少なくなっています。

<リモートID特定区域の届出とは>

必要な措置を講じ、あらかじめ届け出た区域の上空の飛行に限り、登録した機体へのリモートIDの搭載義務を除外するもの。

代表者を決め、届出書を指定された航空局にDIPSまたは郵送で提出する。

※リモートIDが不要となる「特定区域の届出」をおススメします。

(2) ラジコンヘリの飛行ルール (平成27年スタート)

ドローンの飛行ルール

！ 飛行禁止空域

① 空港周辺	② 緊急用務空域	③ 150m以上の上空	④ DID(人口集中地区)
--------	----------	-------------	---------------

①～④の空域で飛行させたい場合には、国土交通大臣の許可が必要です。詳細は国土交通省航空局HPへ！
※ 空港周辺、150m以上の空域、DID(人口集中地区)上空等の飛行許可(包括許可含む)があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。

⑤ 国の重要な施設等*の周辺	⑥ 外国公館の周辺	⑦ 防衛関係施設の周辺	⑧ 原子力事業所の周辺
----------------	-----------	-------------	-------------

※ 国会議事堂、首相官邸、危機管理行政機関、最高裁判所、皇居・御所、政庁事務所等

①、⑤～⑧の施設の周辺で飛行させたい場合には、施設管理者等の同意や都道府県公安委員会等への事前通報が必要です。詳細は警察庁HPへ！

！ 飛行空域を問わず順守する必要があるルール

※下記のほか、飛行前確認、衝突予防が必要になります。

① 飲酒時の飛行禁止	② 危険な飛行禁止	③ 夜間での飛行	④ 目視外飛行
⑤ 距離の確保	⑥ 権し場所での飛行禁止	⑦ 危険物輸送の禁止	⑧ 物件投下の禁止

③～⑧の方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣の承認が必要です。

皆様もすでにご存じのように、左記の「飛行禁止空域」でのラジコンの飛行は禁止されています。

但し、一定の知識・技能等の条件下で飛行許可・承認の申請を行い、許可・承認を受ければ、飛行が可能です。

☆一般的に左のような飛行禁止空域や飛行方法で、ホビー用のラジコンヘリを飛行させることは無いと思います。したが、飛行許可・承認の申請を行うことはまず無いと思います。

(3) ラジコンヘリのライセンスについて (令和4年12月スタート)

令和4年12月より無人航空機のライセンス制度が開始されます。

例えば国交省の機体認証(新設)を受けた機体をライセンス(1等、2等の2種類)を取得した人が運航ルールに従い、DID(人口密集地)上空を飛行させる場合には、前記(2)の「ラジコンヘリの飛行ルール」の「飛行の許可・承認」が不要となります。(主として業務に必要と考えます。)

☆ホビー用ラジコンヘリは原則(2)の飛行禁止空域に当たらない場所で飛行するので、ライセンスの取得は不要と思います。